

愛称 円の贈り物

ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型) 為替ヘッジコース

追加型投信/海外/債券 [設定日:2004年3月16日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 主に米ドル建ての新興国ソブリン債券等に投資します
- 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います
(分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。)

※ファミリーファンド方式で運用を行います。※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Comment – 今月のコメント

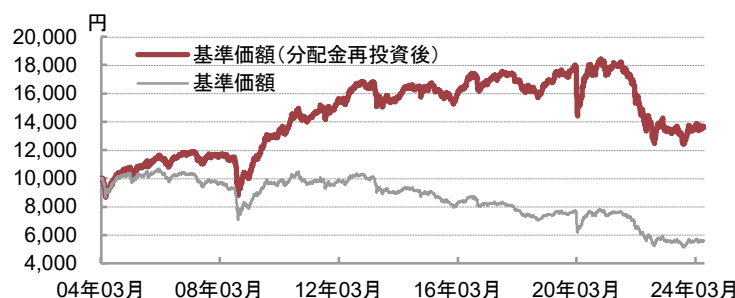
当月の基準価額(分配金再投資後)は上昇しました。債券は、ベースとなる米国国債が上昇(利回りは低下)したことなどが基準価額のプラス要因となりました。引き続きウクライナや中東の情勢、世界経済、米国の金利水準などの動向次第では新興国ソブリン債券市場の上値が抑えられる可能性があり、注意が必要と考えます。

Info – ファンドの基本情報

ファンドの現況

	24年05月末	24年06月末	前月末比
基準価額	5,557円	5,573円	+16円
ファンド純資産総額	0.3億円	0.3億円	+0.0億円
マザーファンド純資産総額	100.9億円	120.1億円	+19.2億円

設定来の推移



新興国ソブリン債券市場(ドルベース)の設定来推移



基準価額変動の内訳(過去4ヵ月)

	24年03月	24年04月	24年05月	24年06月
基準価額	5,696円	5,536円	5,557円	5,573円
変動額	+133円	-160円	+21円	+16円
うち 債券	+178円	-119円	+61円	+50円
為替	-31円	-27円	-26円	-21円
分配金	-5円	-5円	-5円	-5円
その他	-9円	-10円	-9円	-8円

分配金実績(1万口あたり、税引前)

決算期	24年04月15日	24年05月15日	24年06月17日	設定来累計
分配金実績	5円	5円	5円	8,060円
基準価額	5,601円	5,586円	5,603円	--

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ファンドの騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
騰落率	0.38%	-1.90%	-1.02%	1.04%	-24.38%	35.86%

Point – ファンドのポイント

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

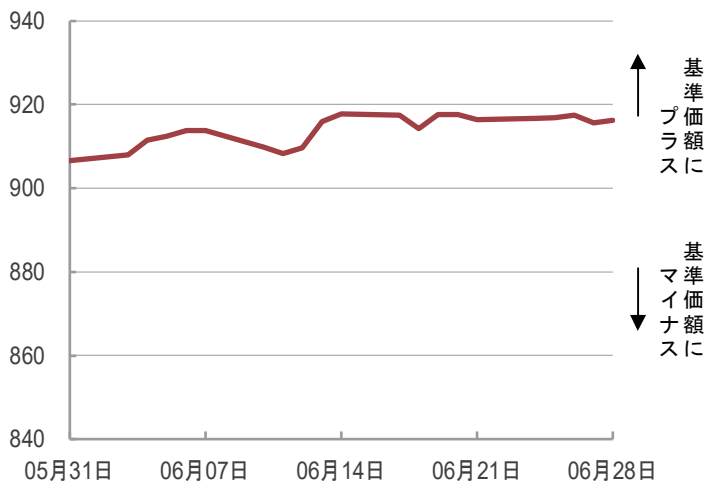
- 「先進国なら安心」の時代は終わりました。新興国はGDPに対する公的債務比率が先進国に比べて相対的に低い水準にあり、**財政の健全性からも注目**されています。
- 為替変動の影響を抑えながら**、相対的に高い利回りと魅力的なパフォーマンスが期待できます。

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、千万円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。[新興国ソブリン債券市場(ドルベース)の設定来推移]新興国ソブリン債券市場はJPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数(ドルベース)で、設定日を10,000として指数化しています。[基準価額変動の内訳(過去4ヵ月)]月次ベースの基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。為替には、ヘッジコストのほかヘッジ比率の変動による要因等が含まれます。その他には信託報酬等を含みます。[ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。

◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。◆当資料における実績は、税金・信託財産留保額控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

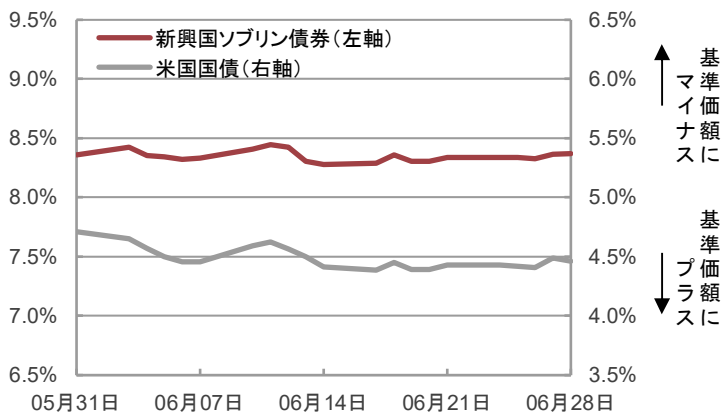
Market – 市場の状況

新興国ソブリン債券市場の推移(過去1ヵ月間)



※ JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(ドルベース)

国債市場の利回り推移(過去1ヵ月間)



※ 新興国ソブリン債券: JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数
米国国債: JPモルガン米国国債指数

利回り格差: JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数ソブリン・スプレッド(過去1ヵ月間)



◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。

6月の新興国ソブリン債券市場概況

米ドル建て新興国ソブリン債券は上昇しました。

米ドル建て新興国債券市場のベースとなる米国国債は上昇(利回りは低下)しました。米国のインフレ圧力が緩慢ながら低下傾向にあると見られることに加え、米国国債等の入札が堅調な結果となったことなどが上昇要因となりました。一方で、米国国債と米ドル建て新興国債券の利回り格差(スプレッド)は拡大(市場下落要因)しました。南アフリカやインドでの総選挙やメキシコの大統領選挙などの結果を受けて、財政や政策運営に対する不透明感が強まったことなどがスプレッドの拡大要因になったとみられます。スプレッドは拡大しましたが、米国国債が上昇(利回りは低下)したことによる影響が上回り、米ドル建て新興国債券市場は上昇(利回りは低下)しました。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数における新興国ソブリン債券の利回りは前月末比0.01%上昇(価格は下落)しましたが利子収入(インカムゲイン)の効果によりトータルリターンはプラスとなりました。JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数ソブリン・スプレッドでみた米国国債との利回り格差は0.26%拡大し3.9%となりました。

今後のポイント

米ドル建て新興国ソブリン債券市場は、中長期的には新興国の潜在的な成長力の高さから機関投資家の投資拡大が見込まれること、政府債務残高(対GDP比)が先進諸国に比べ低く相対的に健全な国が多いこと、自国通貨が対米ドル相場で長期平均を下回っており、輸出競争力の回復が期待できることから投資先として魅力は高いとみています。短期的には、インフレの動向と各国中央銀行の金融政策の方針などに注視する必要があります。特にリスク回避姿勢が強まる局面では資金フローの縮小・流出やスプレッドが拡大する傾向がある点には注意が必要です。

米国では、高金利の環境下においても堅調な労働市場や個人消費などを背景に景気は底堅く推移していますが、インフレ率は緩やかな低下基調を維持しているものの、依然として米連邦準備制度理事会(FRB)の目標水準を上回っています。FRBは早期利下げに対しては慎重姿勢を示していることから、利下げ開始時期については依然として不透明感が残ります。一方で、新興国では、国によっては利下げに伴い米国との金利差が縮小したり逆転する可能性があることから、新興国ソブリン債券市場からの資金流出が警戒されます。(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

Portfolio – ポートフォリオの状況

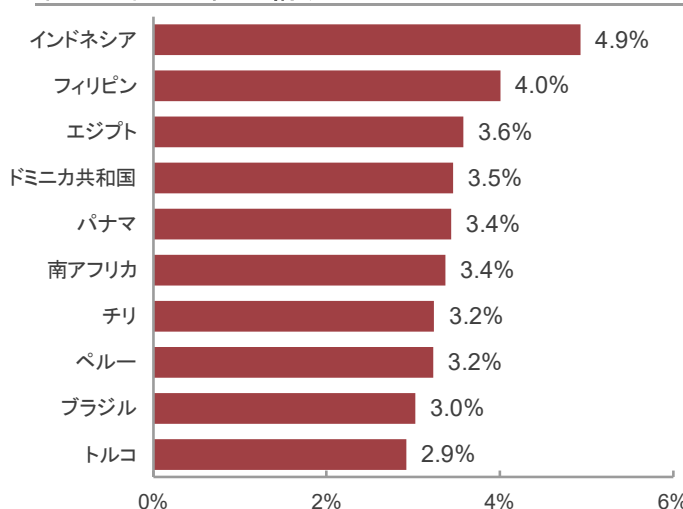
ファンドの特性

組入銘柄の平均格付	BB+
組入銘柄数	256銘柄
債券組入比率	92.9%
直接利回り(直利)	5.5%
最終利回り(終利)	7.0%
修正デュレーション	6.8年

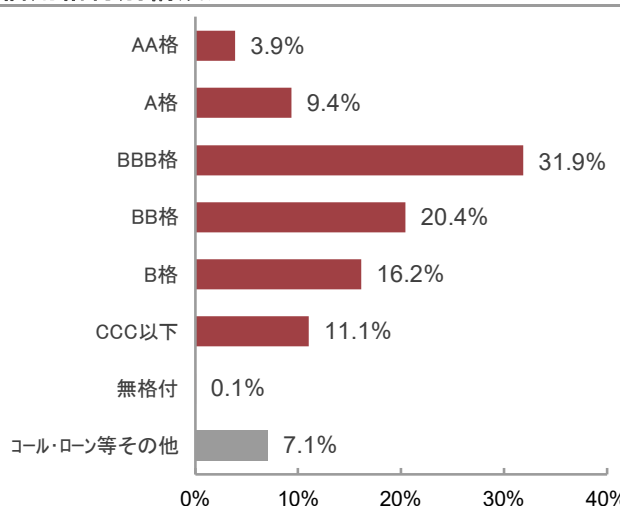
組入上位10銘柄

	組入銘柄	利率	償還日	信用格付	構成比
1	パワーセクターアセット&ライアビリティーズ SM マネジメント	9.625%	2028.05.15	BBB+	1.9%
2	インドネシア・イスラム国債	5.400%	2028.11.15	BBB	1.9%
3	コデルコ	5.950%	2034.01.08	BBB+	1.3%
4	エジプト国債	7.625%	2032.05.29	B-	1.3%
5	バーレーン国債	4.250%	2028.01.25	B+	1.3%
6	トリニダードトバゴ国債	6.400%	2034.06.26	BBB-	1.2%
7	インドネシア国債	2.850%	2030.02.14	BBB	1.2%
8	プルタミナ(インドネシア国営石油会社)	6.450%	2044.05.30	BBB	1.1%
9	シノケム・オフショア・キャピタル	2.250%	2026.11.24	A-	1.1%
10	カタール国債	4.817%	2049.03.14	AA	1.0%

組入上位10カ国の構成比



信用格付別構成比



運用状況

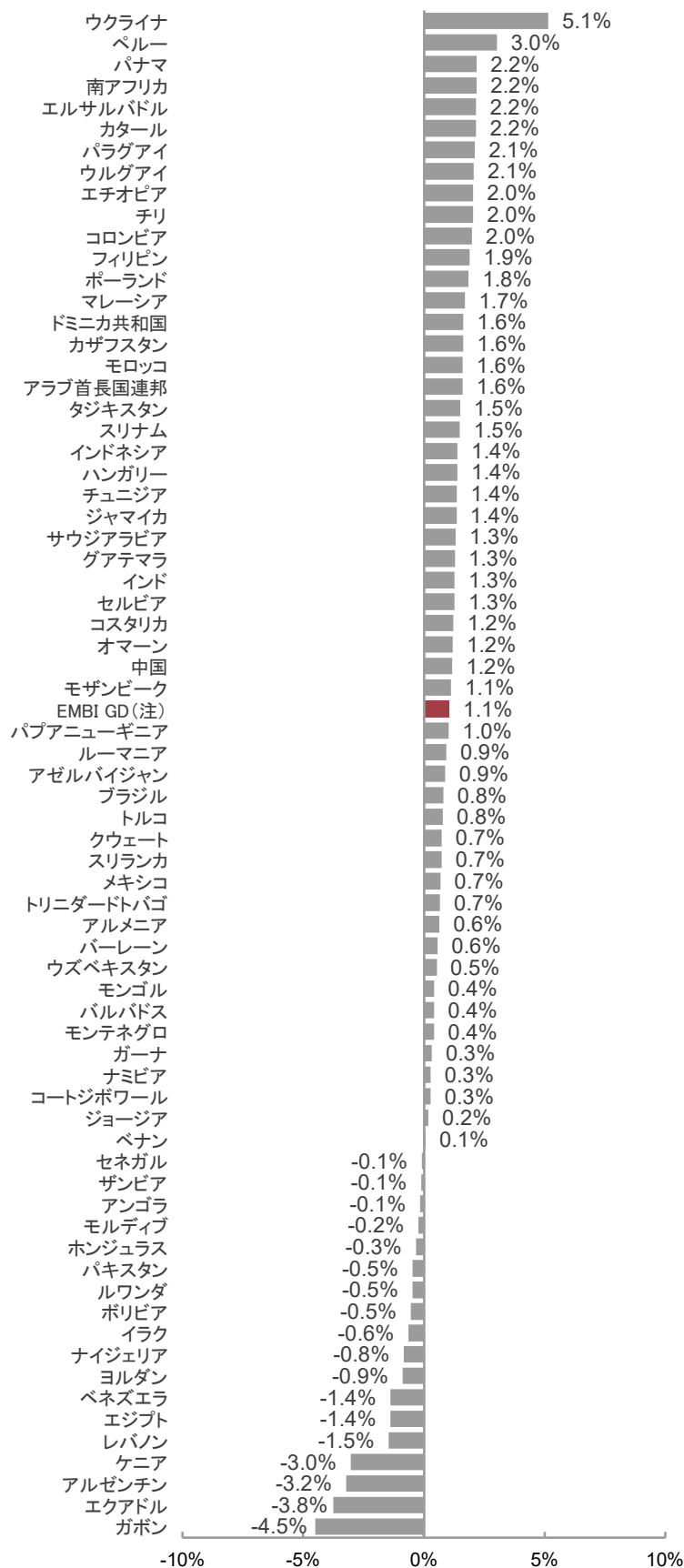
6月末現在で56カ国、256銘柄に投資を行っています。投資国数は5月末から3カ国増加しました。

各項目の注意点 [直接利回り]投資元本に対する利息の比率を指します。組入債券の加重平均で示しています。[最終利回り]債券を償還日まで保有した場合の利回りを指します。組入債券の加重平均で示しています。[修正デュレーション]債券価格の弾力性を示す指標で、金利の変化に対する債券価格の変動率を示します。[ファンドの特性]債券のほか、主に修正デュレーションを調整するため債券先物を組入れています。

- ◆ファンドの主要投資対象であるピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンドの状況です。
- ◆構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。
- ◆組入銘柄の信用格付は、ムーディーズ・レーティングス、S&Pグローバル・レーティングのうちいずれか高い格付です。平均格付は、組入銘柄の信用格付を加重平均したもので、当ファンドの信用格付ではありません。
- ◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。
- ◆表で示した組入上位銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。

Market – 市場の状況

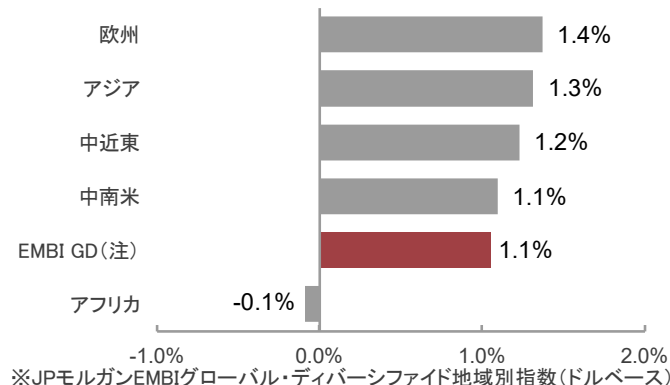
過去1か月間の国別指数騰落率



※ JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド国別指数(ドルベース)

(注) EMBI GD : JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数

過去1か月間の地域別指数騰落率



※JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド地域別指数(ドルベース)

市場概況

参考指数であるJPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数(ドルベース)は前月末比で上昇しました。

地域別では、欧州、アジア、中近東、中南米が市場平均以上に上昇しました。

国別では52カ国が上昇、18カ国が下落しました。

南アフリカは上昇しました。5月末に投票が行われた総選挙で与党の議席が過半数を割り込んだものの、交渉を経て与党と最大野党が連立政権を樹立することで合意したことから、持続可能な経済成長の実現に向けた政策を推進するとの期待などが債券市場に資金が流入する要因になったと見られます。

アルゼンチンは、ミレイ大統領が掲げる国営機関の民営化や投資促進策を含む幅広い改革法案(オムニバス法案)の議会承認の難航などを背景に月初に下落しました。その後、同改革法案が上院で可決されたことから上昇に転じましたが、月間では前月末比で下落しました。

主な格付け(外貨建て長期債または発行体格付け)の変更については、フィッチ・レーティングスがモルディブをB-からCCC+に格下げしました。また、ムーディーズ・レーティングスがガボンをもCaa1からCaa2に格下げしたほか、ザンビアにCaa2の格付けを付与しました。

◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。

当資料の図表で使用したデータの出所は次の通りです。○JPモルガン各種指数、利回り格差、信用格付:ブルームバーグ ○直利、終利、修正デュレーション:ピクテ・アセット・マネジメントのデータを元にピクテ・ジャパン株式会社作成

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●金利変動リスクとは、金利変動により債券の価格が変動するリスクをいいます。一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 ●ファンドは実質的に米ドル建て債券を主要投資対象とするため、米国国債金利の変動の影響を受けます。
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●信用リスクとは、債券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に債券の価格が下落するリスクをいいます。これらの場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 <p>[新興国債券への投資に伴うリスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新興国債券は信用格付がより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。 ●一般に先進国の証券市場に比べ、債券の発行体等に対する投資者の権利保全措置や投資者の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度が未発達であると考えられ、元利金支払いの不履行および遅延が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれます。 ●外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治・経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。 <p>※その他、状況によっては、投資判断に際して正確な情報を十分確保できない場合や、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合などがあります。</p>
為替変動リスク・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。 ●円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
有価証券先物取引等に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に米ドル建ての新興国ソブリン債券等に投資します
 - 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
 - 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います
 - 毎月 15 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、経費控除後の利子等収益を中心に、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託で分配金が支払われるイメージ

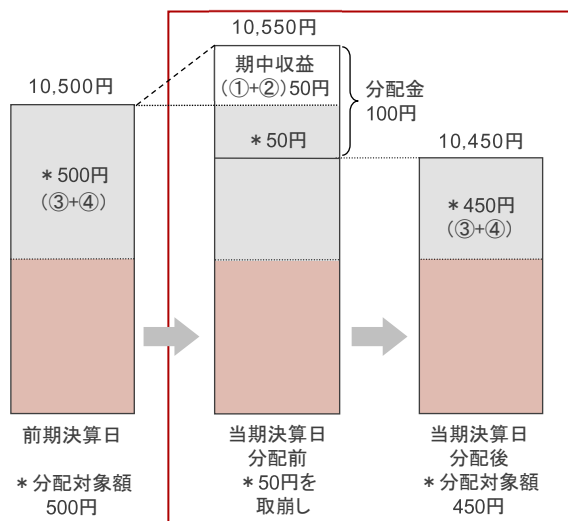
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



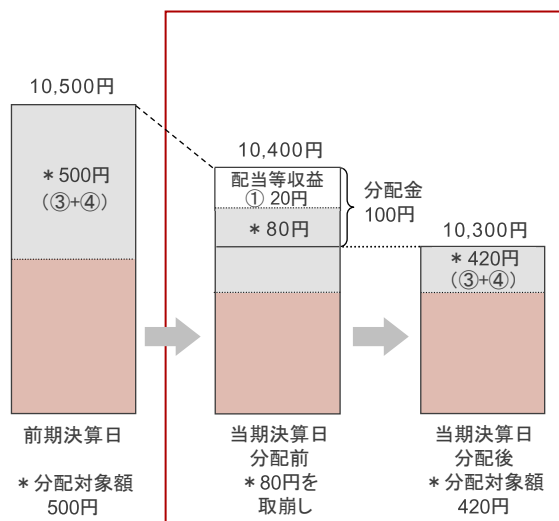
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

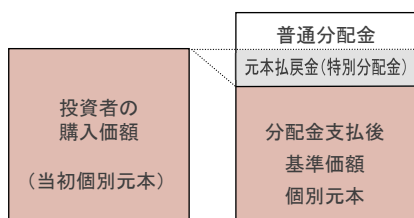


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

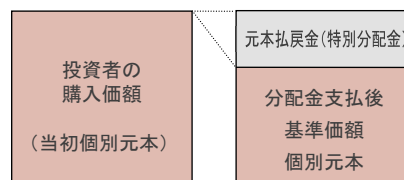
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2004年3月16日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)			
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が控除されます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年2.09%(税抜1.9%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。配分は次のとおりとし、委託会社と各販売会社の配分は各販売会社の取扱い純資産総額に応じて計算するものとします。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】			
	各販売会社の取扱い純資産総額	委託会社	各販売会社	受託会社
	50億円以下の部分	年率0.9%	年率0.9%	年率0.1%
	50億円超 500億円以下の部分	年率0.8%	年率1.0%	
	500億円超 1,000億円以下の部分	年率0.7%	年率1.1%	
1,000億円超の部分	年率0.6%	年率1.2%		
なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。				
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。			

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%


※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉		
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(マザーファンドの公社債等の運用指図を行う者)		
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)		

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
SMBC日興証券株式会社 (注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 (注2)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○
FFG証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○		○
野村證券株式会社(野村ネット&コール専用) (注4)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○		
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○
三井住友信託銀行株式会社 (注5)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○

(注1) SMBC日興証券株式会社では、新規販売は行っておりず解約のみ受付けております。

(注2) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注3) FFG証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注4) 野村證券株式会社(野村ネット&コール専用)では、新規販売は行っておりず解約のみ受付けております。

(注5) 三井住友信託銀行株式会社では、2012年4月1日以降、新規の買付を停止しており、換金のみ受付となります。(ただし、けいぞく(再投資)コースの分配金再投資は引き続き行われます。)

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。